

第 1 1 号議案

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 2 月 1 6 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

議員報酬及び期末手当の額を改めるとともに、平成 2 9 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置を定める必要がある。

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表議長の項中「889,600円」を「891,300円」に改め、同表副議長の項中「753,700円」を「755,200円」に改め、同表委員長の項中「645,900円」を「647,100円」に改め、同表副委員長の項中「616,600円」を「617,800円」に改め、同表上記以外の議員の項中「587,200円」を「588,300円」に改める。

第6条第2項中「100分の160」を「100分の165」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 13 平成29年3月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の37」とする。

附 則

この条例は、平成29年3月1日から施行する。